

1 項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性が高い。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくため、昨年の消防法改正において、法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途を開くとともに、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定めて消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにしようとするものである。

「特殊消防用設備等」については、令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位（前述①～⑥）が与えられるほか、

- ① 検定制度の適用除外（令第37条）
- ② 点検報告制度の特例（規則第31条の6第2項及び第3項並びに消防庁告示第9号）

という二つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図している。

4.2 設備等設置維持計画

法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができるとされているが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」である（法第17条第3項）。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にあるものもあるかも知れないが、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものである可能性もある。このような「特殊消防用設備

等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠ではあるが、あらかじめ基準として定めておくことはできない。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画（設備等設置維持計画）を作成することとされている。総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっており（法第17条第3項）、日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として行うこととされている（法第17条の2）。

また、設置時における消防長等への届出及び検査（法第17条の3の2）、点検及び報告（法第17条の3の3、規則第31条の6）、消防長等の設置維持命令（法第17条の4第2項）については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになる。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、その防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければならない。

4.3 点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者

消防用設備等に係る点検・報告制度については、法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされた（法第17条の3の3）。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありうることから、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとした（規則第31条の6第2項、第3項及び消防庁告示第9号）。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」によるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付し

て行うこととしている（消防庁告示第9号）。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類を新設した。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特類の甲種消防設備士に限られることになる（消防庁告示第10号）。

4.4 甲種特類消防設備士

法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされた（同条第2号）。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになる（令第36条の2第1項）。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、新たに「特類」というジャンルを新設した（規則第33条の3）。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象としたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになる。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されることから、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系（第1類～第3類のいずれか一つ以上）、情報設備系（第4類）及び機械設備系（第5類）という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととした（規則第33条の8第2項）。

従って、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになる。

4.5 検定制度の適用除外

「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」

を消防長等が令第32条を適用して設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが法第21条の2に基づく検定制度だった。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格（規格省令）に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、法第21条の2に係る規定は、令第32条に基づき適用しないことができる「この節（令第2章第3節）の規定」の範囲外だからである。

このため、それぞれの消防用設備等の技術上の規格を定める省令に特例条項（例：消火器の技術上の規格を定める省令第53条など）を設け（昭和62年）、規格省令に適合しないがこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化を図ったが、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」などの枠組み内での弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどから不評だった。

「法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることから、以上のような事情も考慮して、今回、令第37条を改正し、検定対象機械器具等の範囲から除くこととした。

4.6 特殊消防用設備等と遡及適用

既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する法第17条の2の5第2項第4号に基づく遡及適用の規定は、「特殊消防用設備等」については適用されない。

これは、法第17条の2の5第2項第4号の規定が、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代（昭和49年）に、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年、118人死亡）、熊本市大洋デパート火災（昭和48年、100人死亡）などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備

等の規制を、既存の防火対象物にも適及的に設置させることを目的として制定されたものであり、一方、特殊消防用設備等については、その防火安全性能について、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものであることから、両条文の制定趣旨を勘案して適及適用の対象としなかったものである。

5. 令第32条の改正について

従来、消防長又は消防署長は、「①（個別の）防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると認められる場合」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができるとされており、一方、国は政令で技術上の基準を定めるのみで、そのような場合の取扱いについては消防長等に委ねることとされていた。

今回、消防法に性能規定が導入され、令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルートと法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルートが創設されたが、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になった。

このため、今回の政令改正で②については削除することとされたが、残る①が従来のままだと、通常の技術上の基準を適用しないことができるためには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、令第32条の適用範囲が著しく限定されることとなる。

今回の改正では、建物の防火安全性が高まって来ていること、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧令第32条の「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件を「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改めたところである。

6. おわりに

消防用設備等は、昭和35年に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はなかったが、今回の性能規定の導入により、全く新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されていくことになる環境が整備された。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかして判断しなければならない、ということである。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が斬新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかも知れないが、とにかく、「基準にあっているから合格、いないから不合格」ではなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになる。

消防庁としては、国民の防火安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める、という政府全体の方針を踏まえて新たな仕組みを構築したところであるが、それに止まらず、「性能規定化」を梃子とした新たな消防用設備等の開発により、建築空間の新たなジャンルの実現をリードすることなどが期待されることである。